

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年5月10日

案件名	中学校給食の全員喫食の実現に向けた検討体制について							
所管	教育	局		部	学校給食	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市長部局と教育委員会の連携を強化し、諸課題について一体的に検討を進めることにより、中学校給食の全員喫食の早期実現が可能な体制が整備される						
	効果測定指標						施策番号	3
		R4	R5	R6				
	事業効果 年度目標	・学校給食改革本部会議の月1回の開催 ・「中学校完全給食実施方針」の改定案の作成	・「中学校完全給食実施方針」の改定 ・用地確保 ・大規模事業評価など諸手続	・設計及びPFI等の募集				

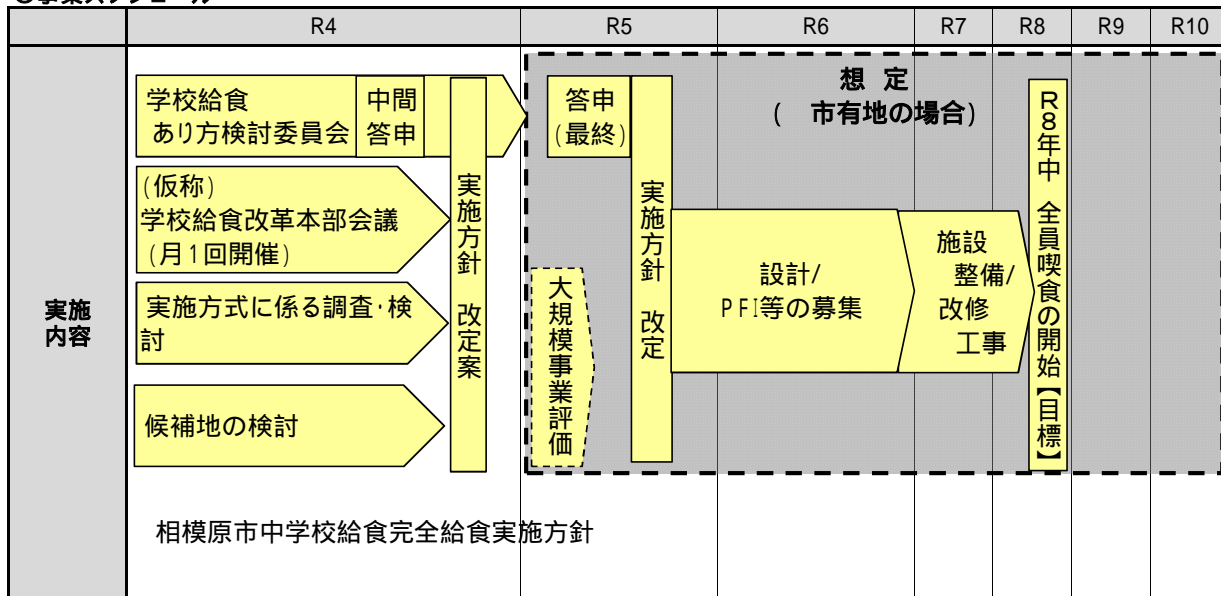
審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	中学校給食の全員喫食の実現に向け、市長部局と教育委員会の連携を強化し、検討をさらに加速させるため、(仮称)学校給食改革本部を設置する
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。 ・会議意見を踏まえ、改革本部の所掌事務について資料を修正すること。

事案概要

中学校給食の全員喫食の実現に向けた検討をさらに加速させるため、市長部局と教育委員会の連携を強化させる仕組みとして市長や副市長、教育長等が参画する本部体制を新たに整備するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)		0						
うち任意分		0						
特財	国、県支出金	0						
	地方債	0						
	その他	0						
一般財源		0						
うち任意分		0						
捻出する財源 2		0						
一般財源拠出見込額		0						
元利償還金(交付税措置分を除く)								

未 定
令和4年度の検討結果(詳細調査等)
に応じて、今後計上

捻出する財源概要

1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	1						
局内で捻出する人工	B	0						
必要な人工	C=A-B	1						

未 定
令和4年度の検討結果(詳細調査等)に応じて、今後計上

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
	○			○					

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
全員喫食推進調整会議 1	・(仮称)学校給食改革本部の設置について調整を行った。 ・構成員については、政策課と調整の上、庁議に付議することとした。
政策課	・構成員について協議し、戦略会議と同等とすることとした。 ・市長及び教育委員会の権限について確認し、整理することとした。
政策課 総務法制課	(仮称)学校給食改革本部が開催する会議について、意思決定を補完する機能を有することとした。
人事・給与課	建築職の増員について調整中。

備 考

1: 政策課、経営監理課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、危機管理課、生活衛生課、健康増進課、環境保全課、教育総務室、学務課、学校教育課、学校施設課、学校給食課

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (4/27)

【審議事項について】

設置目的について、連携を強化させることと資料上表現されているが間違いないか。
連携を強化することにより検討を加速させることが設置の目的であるため、表現を修正する。

【事業スケジュールについて】

今後の想定スケジュールについて、PFI等の検討が設計と同時期となっているが、設計前に検討すべきではないか。

PFIに向けた要求水準書等の検討と事業者募集を意図して掲載したもの。表現を修正する。

中学校給食の全員喫食の 実現に向けた検討体制について

令和4年5月10日(火)
教育局 学校給食課

1 経過

本市の中学校給食は、主として選択制デリバリー給食を実施

中学校給食の全員喫食の実現に向け、将来的な実施方式を検討

(相模原市立中学校完全給食実施方針 H28.2改訂)

政令指定都市では、選択制から全員喫食制への移行事例が増加しているなど、全国的にも学校給食の見直しの機運の高まり

バランスの取れた食事や食生活の実現、それらを育む食育という教育の一環の中で、生きた教材である学校給食は生徒にとって非常に重要

(食育の一層の推進)

令和3年度

全員喫食を想定した実施方式の特性整理

自校、親子、センター、デリバリーの4方式

自校・センター方式の併用モデル

全校センターモデル

市民意見聴取（アンケート・ワークショップ）

現行の中学校給食について、改善や充実を望む様々な声

- ・ 小学校と同じ温かい給食がよいという回答が多数（8割程度）
- ・ みんなで同じものを食べる体験が大切
- ・ 「教材」として給食時間も学びの場に

総合教育会議

市長と教育委員会で認識を共有

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 市長 | ・ 教育委員会と連携し、前に進めていかなくてはいけない |
| | ・ 子どもたちに寄り添った中学校の全員喫食に向けて進めていく |
| 教育委員会 | ・ 全員喫食に向けた検討を更に加速させる |

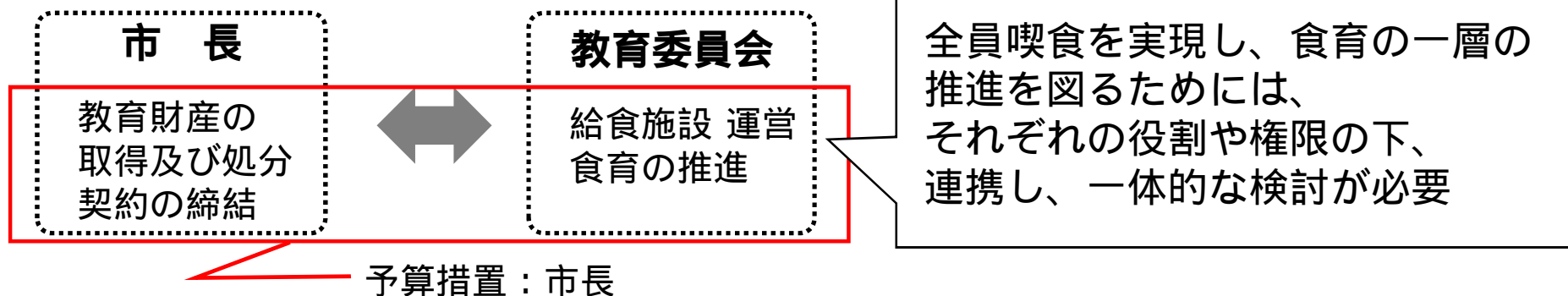


R4年度：現行の「中学校完全給食実施方針」の改定案の作成

2 検討体制（案）

全員喫食の早期実現に向けては、財源の確保や用地取得、民間活力の活用など、全庁的かつ、より機動性の高い会議体を設置する。

【イメージ図】



【参考】地方自治法 及び 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の主な規定の概要

市長の職務権限関連

委員会又は委員は、予算の調製等の権限を有しない（地自法 第180条の6）

教育財産の取得・処分、契約の締結、予算の執行（地教行法 第22条 抜粋）

地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行う（地教行法 第28条の2）

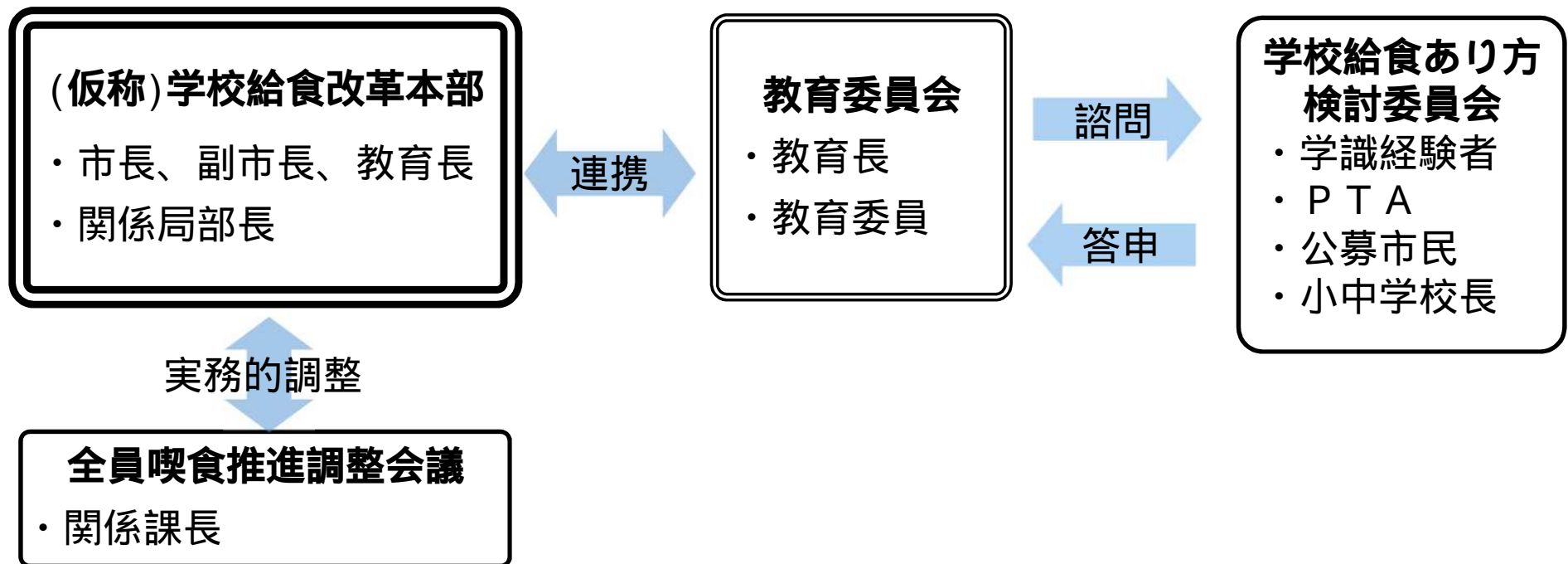
教育委員会の職務権限関連

教育に関する事務の管理・執行の基本的な方針
教育委員会規則の制定、改廃
教育機関の設置
（地教行法 第25条第2項各号 抜粋）

参考：市 教育長に対する事務委任等に関する規則
（第2条第1項各号 抜粋）
教育財産の取得の申出
附属機関への諮問、答申又は建議の処理

中学校給食の全員喫食に向け、市長部局と教育委員会の連携を強化し、検討をさらに加速する必要

市長や副市長、教育長等が参画する本部体制を新たに整備



(仮称) 学校給食 改革本部

本部長 : 市長、教育長

副本部長 : 大川副市長、隠田副市長、森副市長

本部員 : 市長公室長、市長公室理事(政策調査担当)

総務局長、財政局長、教育局長、

総合政策・少子化対策担当部長、財政担当部長、

学校給食・規模適正化担当部長、学校教育部長

(所掌)

「相模原市立中学校完全給食実施方針」の改定に向けた検討

・ 給食施設の整備及び運営等に係る事業費に関すること

・ 新たな給食施設の候補地の検討に関すること 等

(運営)

意思決定を補完する機能を有する

必要に応じて関係局部長等を招集する

参考：全員喫食推進 調整会議（課長級）

座 長：学校給食課長

構成員：政策課長、経営監理課長、財政課長、アットマシメント推進課長、
公共建築課長、危機管理課長、生活衛生課長、健康増進課長、
環境保全課長、教育総務室長、学務課長、学校教育課長、
学校施設課長

（所掌）

全員喫食の実現に向けた課題の整理、事務手続等に係る調整

- ・ 大規模事業評価
- ・ 特定財源
- ・ 民間活力の活用
- ・ 設計、工事
- ・ 防災
- ・ 衛生管理
- ・ 食育 など

（運営）

各構成部署に連絡員を設置し、実務担当者レベルの調整を円滑化

第1回 決定会議 議事録

令和4年5月10日

1 中学校給食の全員喫食の実現に向けた検討体制について

【教育局 学校給食課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長)「学校給食改革本部(仮称)」(以下、当本部という。)の運営内容について、意思決定を補完する機能を有するとはどういうことか。当本部の会議で決定したことは、庁議に諮るのか。

(政策課長)当本部会議自体が戦略会議と同じ位置付けである。そもそも戦略会議自体は意思決定の場ではなく、戦略会議で決定した事案について決裁処理することで意思決定されるので、当本部会議で決定したことが戦略会議で決定したと同様に、決裁処理により意思決定されるという意味で、戦略会議と同様の位置付けであると考えている。

(学校給食課長)補足だが、当本部の構成員も戦略会議と同様である。

(財政局長)当本部会議が庁議と同じ位置付けであるということは、庁議規則において触れる必要はないのか。

(学校給食・規模適正化担当部長)総務法制課との事前調整において、当本部は継続する組織ではないため、当決定会議の決裁処理だけで足りるとの回答を得ている。会議の都度、意思決定を行うのは非効率だと思われる。当本部会議としては「中学校完全給食実施方針」の改定案の作成が目的であり、意思決定を必要とする。

- (総務局長)当本部会議の構成員に各区長が参画していないが、別に情報提供を行うということか。

(学校給食・規模適正化担当部長)各区長への報告方法については検討中である。当本部はスケジュールがタイトであり、検討内容も多数に及ぶため、コアメンバーで進める必要があると考えている。

(総務局長)市の政策について庁議で議論はされているが、市民に身近な区長が内容を把握していないという事例もあるため、3区長への情報提供は適宜行っていただきたい。

- (総務局長)続いて、給食センターの候補地選定の考え方はいかがか。

(財政局長)そもそも給食センターの建築は決定していることか。

(学校給食課長)昨年度の第8回決定会議(令和3年11月15日開催)において、実施方式は自校・センター併用方式か、全校センター方式の2種類に限定し、検討していくことで意思決定されており、全員喫食の実現に向けては給食センターが必須であると既に議論されている。

(財政局長)スケジュールのことも考えれば、給食センターを建築することを前提に、進めていくということか。

(学校給食・規模適正化担当部長)今後さらに検討していくことではあるが、給食センターの建築を念頭に置いて進めることになると思われる。

- (総合政策・少子化対策担当部長)当本部会議と学校給食あり方検討委員会の線引きについて説明してもらいたい。

(学校給食・規模適正化担当部長) 給食センターの候補地といった行政的な部分について当本部会議で議論し、検討委員会では食育やあるべき給食の形といった内容について議論していただく予定である。

(学校給食課長) 補足させていただきたい。教育委員会に与えられている権限では用地取得や予算編成が出来ないため、市長部局の権限で行う。検討委員会には、学識経験者、PTA、公募市民らに参画いただき、幅広い方々から具体的な食育の方向性や進め方について議論していただく予定である。

○(市長公室長) 新たな給食センターの必要性について議論はされているが、建築することについて意思決定されていないのであれば、所掌事務にも加えるべきだと思われる。検討してもらいたい。次に、学校給食あり方検討委員会は、要綱設置であるとのことだが、期間はどれくらいか。

(学校給食課長) 学校給食あり方検討委員会は、規則設置で期間は2年以内である。

○(市長公室長) 当本部は要綱設置であるか。要綱設置であれば、「座長が招集する」といった細部の内容について要綱に明記されるかと思われるが要綱案は作成しているか。また、事務局はどの課が担当するのか。

(学校給食課長) 事務局については政策課とも調整を重ね、学校給食課が担当することとしている。要綱案は作成中であり、本部長が市長と教育長となっているが、市長が会議の招集を行い、教育長が会議の進行を行うという内容である。

○(市長公室長) 当本部と学校給食あり方検討委員会を設置するのであれば、個人的な意見として給食費の公会計化についても議論するべきだと考えているが、全員喫食に限定した組織ということではよろしいか。

(学校給食課長) 基本的には中学校給食の全員喫食に向けた取組を加速させるための体制づくりとして付議したものの。今後、中学校の給食費の公会計化についても進めていくが、当本部で重点的に議論するものではないという認識である。

(総務局長) それであれば、組織の名称を変更したほうがよいのではないか。

(市長公室長) 学校給食改革本部と学校給食あり方検討委員会という名称では、議論の対象が広がってしまうのではないか。

(学校給食・規模適正化担当部長) 当面は全員喫食に向けて議論をしていくことになるが、全員喫食以外について議論はしないという線引きはせず、議題等に応じて柔軟に対応していく。

(市長公室長) 当初の設置期間は単年度の予定だが、中学校給食の公会計化や給食センターの候補地など議論の内容によっては延長もありえるということか。

(学校給食・規模適正化担当部長) スピード感持って進めていく予定ではあるが、議論を進めていく上で、各組織の設置を延長しなくてはならないこともあると思われる。目標時期をもって進めたいため、所掌事務については頂戴した意見を踏まえ、修正する。

(2) 結果

○原案を一部修正し、承認する。

・会議意見を踏まえ、改革本部の所掌事務について資料を修正すること。

以 上